

公害弁連ニュース

**No.
173**

全国公害弁護団連絡会議

東京都豊島区西池袋 1-17-10
エキニア池袋 6階

城北法律事務所

2012年10月28日

TEL: 03-3988-4866 FAX: 03-3986-9018

巻頭言

脱原発と公害弁連の役割

顧問 近藤 忠孝



一 国民の命よりも、 財界の利益を優先する政府

政府の「エネルギー・環境会議」は、本年9月14日「2030年代に原発稼働ゼロ」の文言を載せた「革新的エネルギー・環境戦略」をまとめた。政府自身が、同「戦略策定」に向けて行った世論調査において、「原発の再稼働反対・即時ゼロにすべき」の意見が80%を占めていた事実を無視することが出来なかったからであると思われる。

しかし、財界やアメリカの異論が出るや、たちまち「原発稼働ゼロ」の目標が崩れ、「国民の命よりも、財界の利益やアメリカの意向を優先する」政府の姿をさらけ出してしまった。これを機に、国民の「原発ゼロ」の機運が一層強まった。マスコミも批判した。「政府任せ」ではなく、公害弁連の出番が来ていると思う。

二 反原発の闘いと公害弁連

本年9月23日、公害弁連が呼び掛けて東京・八重洲ホールで開催した原発弁護団会議は、時機を得たものであり、公害弁連の社会的役割を果たしたとも言える。

従前あまり交流のなかった福島原発被害の「浜通り」と「中通り」両弁護団の同席を得、九州をはじめ全国の脱原発の闘いに取り組んでいる弁護士をほぼ総集し、公害裁判の闘いの経験・教訓の原発の闘いへの伝達がなされたからである。私は、この視点から、二つの指摘をした。

- i 福島両弁護団の報告では、「除染がうまく進んでいない」というだけで、その対応策についての指摘がなかったので、私は、「政府が進めている『汚染物（放射能）の捨て場方式』では、絶対に成功しない」ことを強調した。イタイイタイ病の原因の汚染物（カドミウム）の除染も、当初「捨て場方式」による

うとしたが、あの空き地の多い富山で、捨て場の受け入れ先はゼロであった。「重金属」でさえ捨て場の受け入れ先がないのに、はるかに危険な「放射能捨て場」の受け入れ先などある筈がないのは人間の常識であるのに、公害闘争の経験から学はない政府の無策には呆れるばかりである。その後のNHKテレビ特集で、「除染問題」が取り上げられ、「仮置き場」の画面が映し出され、「最終捨て場が決まらなければ、これが最終捨て場となる」と、深刻な指摘がなされた。私は、「捨て場方式に代わる除染手段の研究を科学者に要請すべき」ことを提案した。しかし、その後大阪市立大学名誉教授の畑明郎氏と議論したところ、「放射能には、化学的除染方式はなく、半減期による自然の無害化を待つしかない」という答えが返ってきた。畑氏は、神岡鉱山の無公害と汚染田復元に、学者としての生涯を尽くした信用できる人物であり、この指摘を無視することは出来ないのではないだろうか。半世紀から一世紀に及ぶ長期かつ深刻な被害に対する救済は、「金銭賠償」以外にないということになれば、今後公害弁連においても、これに対応した真剣な論議が必要になってくる。

- ii 福島の高井弁護団の原発裁判の訴訟進行に関する報告・論議は「早期完全勝利の実現」であった。被害住民の「早期解決」を求める気持ちを正直に反映した論議であると思うが、50年前に私が弁護士になったとき、先輩から、裁判で「早期」ということは、絶対に考えてはならないと、強く指導されたことを思い出し、報告した。頭の固い裁判官に対して、深刻な事実をこれでもか、これでもかと突きつけて、裁判官の考えを変えない限り、労働裁判や社会的裁判の敗訴は必然であり、「早

期」と「完全勝利」は、相容れないという実際の体験に基づく教訓であった。この指摘に対して、福島の高井弁護団は無防備であることが明らかであったが、今、深刻な被害が広範囲に広がっている状況の中で「早期勝利」を求める被害者の要求も重要である。この点をどう克服するのか、脱原発弁護団に加わって、真剣に論議する必要があると思う。

三 原発被害と 「東電の地域支配」を打ち破ろう

脱原発弁護団の会議に加わり、その論議の中で、原発被害各地域とも、原告の結集が思うように進んでおらず、その原因に、「東電の地域支配」の影響が強いことが報告された。東電は、自治体幹部や地域有力者と深い友好関係を意識的に構築し、また、被害者の親類縁者の中に東電従業員が存在する等のことが訴訟決起を抑制したり、その参加への妨げになっている実態を知らされた。例えば、イタイイタイ病被害地域を始め、神岡鉱山の神通川下流地域でも、昔から、人々は、三井金属(株)を「お上」と呼んでおり、イ病被害者の闘いの結集に当たっても、各地域の有力者から、「お上に刃向う不埒者」という圧力がかったし、実際に、イ病裁判弁護団結成の日に、富山市在住の弁護士2名が参加したが、顧問先々親戚から辞任を求められ、2回目以降その姿が消えたのであり、大企業による地域支配は全国にはびこってきたのであって、イ病の原因が神岡鉱山の流した鉱毒であることが判明しながら、被害者の決起が大幅に遅れた原因である。しかし、その克服は可能である。

実際、本年10月14日、第41回神岡鉱山全体立入調査が行われたが、調査後の質疑応答の席で、本年初めて神岡鉱業(株)の社長に就任した古田氏

(前職は本社三井金属鉱業(株)の総務部長)は、その挨拶の中で「環境問題は、会社運営の最重要課題である」と何度も発言し、被害住民とは「緊張の中の信頼関係」にあることを強調し、自然界と同レベルに達した神岡鉱山のカドミウム排出を厳守し一層前進させることを確約した。この挨拶は、最近の立入調査の際の、歴代社長の共通した言葉

となっている。イ病裁判勝利後 40 年間の公害防止協定実践により、「企業を変えた」のである。

「『被害者の目』『科学者の知恵』『企業の努力』の三つが揃った時公害を根絶できる」ことは、我々の運動の鉄則であり、これを原発被害の闘いに生かそうではないか。

福島原発被害弁護団の活動

福島原発被害弁護団 事務局次長
中 川 素 充

1 はじめに

福島原発被害弁護団(通称・「浜通り弁護団」)では、「あやまれ、つぐなえ、なくせ原発・放射能汚染」「子どもたちが安心して生活できる福島に」というスローガンの下、現在、主に避難区域からいわき市や二本松市、会津、さらには関東などに避難してきた人たち及びいわき市を中心とした低線量被ばくの危険にさらされながら生活をしている人たちの相談、東電に対する集団直接交渉等を行い、さらには、集団訴訟に向けて準備を進めている。

2 集団訴訟に向けた動き

突然の原発事故により、長年親しんできた社会経済生活、コミュニティ、ふるさとを失って1年半以上経つ。しかし、原発事故による被害はとどまるところを知らない。避難生活の過酷さは、被害者にとって限界の極みに達している。当弁護団

は、こうした被害の原状回復、完全賠償を求めて、これまで東京電力に対する第四次までの直接集団請求を行った。しかし、東電の対応は、原陪審の基準をベースとした自己の基準でしか賠償に応じようとしめない姿勢が続いている。そこで、度重なる交渉の末、精算条項を設けない形での一部合意をした上で、合意できない部分については、年内に集団訴訟を提起していくこととなる(被告は、東電。国を被告とするかについては、検討中)。

また、いわき市在住者を中心に低線量被ばく下で生活を余儀なくしている人たちの集団訴訟(被告は、国と東電)にむけて結集している。いわき市在住者を中心とした「完全賠償をさせる会」は、会員が約2000名に及んでおり、日々会員数を増やしている。東電から一方的に送りつけられた慰謝料請求書、既に8万円(子ども・妊婦は40万円)と記載されている。加害者が慰謝料請求額を一方的に記載するなんて、通常の事件ではこんな馬鹿な話はない。当弁護団としては、来春までに、こちらの集団訴訟も提起していきたいと考えてい

る。

全国各地で原発被害弁護団が結成されており、その多くが原発ADRの申立等を行っているが、その大半が原発ADRの限界を感じている。こうしたなか当弁護団は、同じく公害弁連に加盟している生業弁護団をはじめ、各地の弁護団、研究者などと連携して、原状回復、完全賠償に向けての牽引役を担っていききたい。

3 自死事件の展開

当弁護団では、5月18日に提訴した自死事件(川俣町山木屋地区(計画的避難区域)からの避難者が一時帰宅中に自宅で自らガソリンをかぶって焼死した事件)の提訴を行ったが、9月18日に第1回期日が行われた(また、同日は、別の自死事件の提訴も行った)。

訴訟における東電の対応は、原発事故と精神疾患との因果関係に関する医師の意見書が提出され

ない限り、きちんとした認否・反論をしないというものである。もちろん、弁護団としても、準備はしている。しかし、同種の被害が多数ある(埋もれている)なか、立証のハードルを高くする姿勢は、受けられるべき被害救済を躊躇するという事態になりかねない。こうした訴訟の進行を遅らせ、被害救済に消極的な東電の姿勢は、今後も徹底的に批判していかなければならない。

4 さいごに

現在も多くの被害者から相談が寄せられており、その対応や今後の集団訴訟の準備等、沢山の課題を抱えているが、人手がまだまだ足りないというのが現状である。弁護士におかれては、是非とも、ひとりでも多くの弁護団への参加を求める。

そして、全国各地の公害被害で闘っている先輩方々と一緒に闘い、原発、そして公害のない社会を作っていきたい。

「元の福島を返せ」

～「避難者」と「滞在者」を結ぶ集団訴訟の構想～

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団
弁護士 南 雲 芳 夫

集団訴訟に向けての準備状況

生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団(通称・「なりわい弁護団」ないし「中通り弁護団」)は、10月8,9日に、原発事故の影響で閑散とした磐梯熱海温泉にて弁護団合宿を開催

した。この集会では、篠原義仁公害弁連代表委員から「公害闘争と加害企業の責任―集団訴訟と大衆的裁判闘争に関連して―」と題して講演を頂いた。篠原弁護士からは、足尾鉍毒事件における田中正造の「直訴状」の内容から説き起こしつつ、公害闘争の歴史や教訓を踏まえ、今回の原発事故



に立ち向かう方向性について示唆に富む提起をされた。

原発事故の損害の多様性

今回の集会は、弁護団合宿とはいつつ、実際には、多くの被害者団体及び民主団体の方にご参加頂いたことから、今後の国民運動の方向と裁判の果たすべき役割について、忌憚ない意見交換ができた。

なりわい弁護団として共同を強めてきた民主商工会関係では、全商連、福商連のほか、埼玉、茨城の県商連からも参加を頂いた。

多くの会員が強制的に避難を強いられた地元である相双民商（南相馬・双葉郡）からも参加があり、その会員の多くは、事業者として営業面での被害者であるとともに避難強制に伴う被害者でもある（「強制避難者」、「営業損害」）。

中通りに代表されるいわゆる自主的避難地域は、「大人8万円、子ども等40万円」で一律切り捨ての対象とされている。この地域の住民の被害者の会からは、この間、弁護団として活動の支援を行ってきた「福島県北の会」（福島市・伊達市等）、「相馬・新地の会」「南相馬の会」からも参加を頂いた。また、福島県北の農民連の役員及び地元郡山市の農産物直売所に関係する被害者グループからも参加があった。中通りの被害者は、放射線量が相対的に高い地域に滞在を続け、またそこで農業を続け、現に被曝のリスクを受けている方たちである（「滞在者」、「農業被害」）。

弁護団としては、この間、福島県外の避難者の団体との連絡と、その支援に努めてきた。今回は、沖縄の会からは遠方でもあり参加は頂けなかったものの、米沢市への避難者の会の方にもご参加頂いた。そのうち多くは、福島市等の中通りからのいわゆる「自主的避難者」である。

「被害者の連帯」と「責任の明確化」を求めて

強制避難地域か否か？線量はどの程度か？元々の仕事は何か？避難したか残ったか？などによって、原発事故による被害は多様な現れ方をする。こうした被害の多様性が、被害者の連帯の妨げになる恐れもある。

他方で、国と東電の責任は曖昧とされている。すなわち、東電は不十分ながら一定の範囲で原発事故による損害の賠償はするものの、原発稼働については落ち度はないが法律に書いてあるから賠償するという姿勢である。国は、「原発推進の社会的責任」を認めるものの、逆に、法的に責任はないという姿勢をとっている。

責任者が責任を負わない構造がまかり通り、東電自体は、無傷で存続し、国家資金＝税金による救済がなされている。東電の株主も、株式の償却を免れ、銀行は融資責任を免れている。東電の歴代役員も、政治家（自民党・民主党）も官僚（通産官僚等）も誰も責任を取らないという無責任体制である。

責任の曖昧化がもたらしているものは、被害者の救済の放置・遅延であり、原発再稼働である。

被害の救済を実現していくためには、損害の現れ方の多様性を乗り越え、原発被害の救済で結びつく、被害者の連帯が必要であり、それと共に国と東電の法的責任をはっきりさせることが必要である。

原発事故の損害は多様であるが、侵害された権利は共通ではないか？

弁護団としては、合宿に参加された、多様な被害にあわれている被害者の方に対して、福島地裁本庁に提訴を予定している集団訴訟の内容と意義

を訴えた。その訴訟の眼目は、原告の居住地を基準に福島原発事故による放射性物質による汚染を除去して「元の福島に戻せ」という請求であり、それと共に「それまで（避難者も、滞在者も）月額数万円の慰謝料を支払え」というものである。請求の基礎となる権利は、学者の方との勉強会も踏まえ、人格権の一つ、いわゆる平穏生活権として「放射線に汚染されていない環境で生活する権利」を据えている。確かに、避難者と滞在者では、損害（避難費用の有無、家族の別離の有無など）の現れ方に差はあるものの、この基本的な権利の侵害という点は、全ての被害者に共通しているのではないかという捉え方である。

滞在者の権利侵害と避難者の被った損害とはメダルの表裏では？

避難者と滞在者の間に、時として心理的なわだかまりが生じると指摘される。

しかし、放射線被曝を避けるために「自主的に避難した人の「避難自体」を被害として認めさせそれに伴う損害を賠償させようとするれば、避難ができずに地元福島に留まらざるを得ず被曝のリスクに曝されている滞在者において、「放射線に汚染されていない環境で生活する権利」を侵害されており、かつそれが受忍限度を超え、違法なレベルに達していることを認めさせることが、前提となるのではないか。

今後、各地で福島県等から避難したいいわゆる自主的避難者を中心として、賠償請求の訴訟が提起されることが想定されるが、現地福島に住み続ける滞在者の要求との連携は不可欠となるのではないか。

国民的運動を支える軸となる訴訟と弁護団の役割

東電を被告として、強制避難に伴う住宅の損害や慰謝料を請求する集団訴訟が構想されていると聞いている。これは、中間指針や東電の賠償基準に対して損害額の「上乘せ」を求めるものといえよう。

他方で、自主的避難地域の滞在者やそこからの避難者については、すでに東電の側で、今年7月24日の不動産を含む包括賠償方式の策定を契機として、被害者と認めないという切り捨ての姿勢を明らかにしてきている。

国と東電が、福島県及び周辺県に広がる被害について、これを切り捨てようとしていることに対して、その「横出し」を求める闘いも、同時に進められる必要がある。そして、この闘いは、福島県民200万人の要求を基礎をおく必要がある。

明治の田中正造は、天皇への直訴という方法しか取りえなかった。しかし、現在の我々は、国民的な運動の展開と統一的な訴訟の連動という闘いの武器を持っている（今回の合宿にも、全労連及び全日本民医連・福島民医連からも役員の参加を頂いており、訴訟と運動の連携にむけて励ましとなっている。）。

直面する被害者の損害の現れ方が多様であったり、地域の特色などがあるとしても、責任を問われるべきは「国と東電」であり、侵害された国民の権利は共通である。弁護団としては、全ての被害者が大きく連帯することが可能となるように力を集中したいと考えている。

裁判所が「石綿公害」を初認定 尼崎アスベスト訴訟報告

弁護士 八 木 和 也



さる8月7日、神戸地方裁判所第5民事部（裁判長小西義博）にて、尼崎アスベスト訴訟の判決が言い渡されました。

本訴訟は、2005年6月に列島を襲った「クボタショック」の震源地である旧神崎工場周辺の地で発生した石綿による大量被害について、その一部の被害者が原因企業たるクボタ及び国に対し、法的責任を明らかにするよう求めた訴訟です。（2012年3月31日現在、クボタが周辺住民へ「救済金」を支給した被害者だけで、計232名にのぼっています。）

本判決は、クボタが旧神崎工場から石綿粉じんを飛散させ、周辺住民に被害を及ぼしたことを認めて、クボタの法的責任を明らかにしました。

これまで、石綿公害について、企業責任が認められたケースは皆無であり、その意味では、本判決は今後も発生しつづける石綿被害者の救済範囲を大きく広げる可能性を持った、画期的な判決と評価できると思います。

ただし、本判決は居住地が旧神崎工場から1キロを超えていた被害者についてはクボタの責任を否定し、いずれの被害者との関係でも国の責任を否定するなど不満の残るものでもありました。

本訴訟での争点は3つでした。一つ目は、旧神崎工場から工場敷地外への石綿粉じんの飛散の有無、二つ目は、敷地外へ飛散した石綿粉じんが汚染した地域の範囲、三つ目は、国とクボタの予見可能性です。

本判決は、まず一つ目の争点については、クボ

タ旧神崎工場からの飛散について、「昭和29年から昭和50年ころまで（あるいは昭和56年ころまで）の旧神崎工場内における石綿飛散対策では、建屋内や敷地内で発生した石綿粉じんの飛散を十分に防ぐことはできておらず、石綿粉じんが同工場の敷地外へ飛散していたことが認められる」として、工場敷地外への石綿の飛散を明確に認定しました。クボタが1960年代から80年代にかけて労基署から度重なる指導勧告を受けていたことが決め手となりました。

次に、石綿粉じんが汚染した地域因果関係については、旧神崎工場から300m以内又は相対濃度50－199（約200m～最大約500mまでの高濃度地域）の範囲に1年以上居住した者について、旧神崎工場から飛散した石綿粉じんによって中皮腫を発症するリスクが高いと推認されると認定しました。

2006年から2008年にかけて実施された旧神崎工場周辺地域における疫学調査の結果では、女性は1500メートルまで危険性の範囲が広がっているとしましたが、本判決は、同疫学調査は他の石綿発生源が考慮されていないとして、危険性の範囲を絞り込みました。

最後に、予見可能性について、クボタとの関係では大気汚染防止法25条1項の無過失責任の規定を適用したため、判断しませんでした。国については、被害者が曝露していた最終年である昭和50年の時点でも、周辺曝露の危険性が指摘されてはただけで、まだ研究段階にあり、国内での

被害報告もなかったとして、否定しました。弁護団は、本件は公害であるから予防原則の考え方に立つべきと主張していましたが、判決はこれを認めませんでした。

以上のとおり、本判決はクボタの法的責任を明確にした点で画期的な意義を持つものではありませんが、クボタの石綿粉じんの危険性が及ぶ地域を

限定的にしか認めていない点や、予防原則を認めず、国の責任を不問に付した点で問題のある判決でもあるといえます。

クボタ及び原告ら双方が控訴し、現在、大阪高裁第一民事部へ継続しています。引き続きご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

終結した高尾山天狗裁判

弁護士 松 尾 文 彦

本年7月19日、東京高等裁判所第4民事部は、圏央道高尾山トンネル及び高尾山インターチェンジ工事に関する事業認定・収用裁決取消訴訟において住民たちの控訴を棄却する判決を言い渡した。原告団は、上告及び上告受理申立をしないことを決め、2000年の民事差止訴訟提起から12年間に及んだ裁判闘争は終結した。ご支援頂いた全国の皆さまに心からお礼を申し上げます。

た植物が全滅するなどして、植生が一変してしまうことが容易に予想される」などと自然環境への悪影響の可能性も指摘した。「(圏央道工事の) 景観への影響は少ないとする本件環境影響評価1及び本件環境影響の評価意見は、必ずしも絶対的な正当性を持つものとはいえない。」などと、環境影響評価の正当性にも疑問を投げかけたことも、判決の重要な特徴だった。

自然破壊の可能性を認めた判決

控訴棄却の判決ではあったが、事実認定の面では住民らの主張を相当程度反映した。その一つは圏央道トンネル工事による自然破壊の可能性を認めたことである。

判決は「高尾山中の沢の水枯れや、ゆう水枯れが発生するといった現象」につき「高尾山トンネル工事の影響によるものが全くないことを認めるに足りるだけの証拠もない」と指摘。その上で、「水が枯れてしまった区域において、多湿を好んでい

国のデータ隠しを批判

住民らは控訴審において、本件事業認定に関する費用便益分析結果(工事による便益を工事費用で割った数値)が誤りであり、さらに分析に用いたデータを国民に開示しない国の姿勢は非科学的であることを強く主張した。

判決は、「一般に、どのような分析であっても、データに基づいて分析したとして、その結論を示しただけでは、その結果の正確性、妥当性を正しく判断することはできないと解されるし、データ

自体の内容が確認できなければ、プログラミングの内容の適正性、データ処理作業の正確性などを検証することもできないことになる」と指摘。「費用便益比が2.6であるとする被控訴人国らの主張も直ちに採用することができない」、「行政行為の観点からしても、費用便益分析のデータに関する被控訴人国らの態度は改められるべきである」と国を断罪した。過去の天狗裁判の判決の中で最も厳しい内容である。

さらなるご支援を

判決が以上のような重要な認識を示しながら、結局は、国の行政権に大幅な裁量権を認めて住民たちの控訴を棄却したことは、行政の誤りをチェックするという司法の役割を放棄するものである。私たちは、こうした判決をのりこえ、高尾山を守るために運動を継続していくことを決意しています。さらなるご支援をお願いします。



【コラム】

アスベスト訴訟の全面勝利をめざす 関西大集会

大阪アスベスト弁護団

弁護士 伊藤 明子

2012年9月14日、大阪府立ドーンセンターで長い名称の集会が開かれた。「問われる正義—すべてのアスベスト被害に司法救済を！『アスベスト訴訟の全面勝利をめざす関西大集会』—泉南国賠訴訟、尼崎クボタ訴訟、関西建設アスベスト訴訟（京都・大阪）を結んで—」。

集会の目玉は、ドキュメンタリー映画界の巨匠・原一男監督の最新作、「^{いのち}命って、なんぼなん？—泉南アスベスト禍を闘う—」。生々しい映像は大きな感動を呼んだ。

わが国のアスベスト被害の原点である泉南、最大のアスベスト公害である尼崎クボタ、最大のアスベスト被害の現場である建設。アスベスト3大訴訟の関係者が初めて一堂に会したこの集会には、国会議員42名と泉南市長からのメッセージも寄せられ、500名の会場に立ち見が出るほどの盛況だった。

集会アピールより抜粋—「私たちの行く手は、決して平坦ではないでしょう。だからこそ、私たちは、手をつなぎ、知恵と力を出し合って、アスベスト訴訟の全面勝利をめざしましょう。凄まじい逆風の中、困難な訴訟に立ち上がった原告・被害者を支えながら、一步一步、確実に前進しましょう。いのちと健康が尊重される社会に向けて、『正義の証』を勝ち取るその日まで。」

追記1：泉南アスベスト国賠・2陣訴訟は9月18日に大阪高裁で審理が始まりました。1陣最高裁での逆転勝訴へ向けて、まずは2陣高裁での確実な勝利を目指す決意です。新たな公正判決署名にご協力をお願いします。

追記2：^{いのち}「命って、なんぼなん？—泉南アスベスト禍を闘う—」の上映会申込受付中。
お問い合わせは、大阪アスベスト弁護団へ。

追記3：マンガで読むアスベスト問題『石の綿』（神戸大学人文学研究科・京都精華大学マンガ学部）、好評発売中。お問い合わせは、かもがわ出版へ。

被害者のための「解決」を目指して ～水俣病特別措置法の救済申請打ち切り～

弁護士 板 井 俊 介



1 繰り返される大罪

2012年7月31日付けで、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（いわゆる「水俣病特措法」）の救済申請が打ち切られた。本来、政府はこれに先立つ本年3月末での打ち切りを目論んでいたが、水俣病被害者の闘いの結果、これを4ヶ月間延長させた。

この4ヶ月間、数千名規模で申請者が相次ぎ、7月に入ってから、公害被害者各団体の多大なる援助を頂き、ノーモア・ミナマタ訴訟を闘った不知火患者会が中心となって大規模な座り込み行動を行い、7月末打ち切りに反対する大運動を展開した中で、政府はまたも水俣病被害者の切り捨てを行った。

この打ち切りは、政府（環境省）が同法第7条2項で「救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定」と規定されていることを逆手に取り「立法府の判断は重い」（細野豪志環境相）との建前論で、2013年4月末で対象者確定を終えるとして押し切ったものである。しかし、不知火海沿岸の住民健康調査も実施されない中で、「あとう限りの救済」が実現していないのは誰の目にも明らかである。

水俣病問題は、常に、「客観的に存在する広大かつ重篤な被害」を加害者側（政府・熊本県・チッソ）らが「小さく」見せようと躍起になった結果、いつまでも解決を見ない歴史が繰り返されてきた

が、政府は、今回も歴史に学ばず大罪を繰り返したのである。

2 被害実態を明らかにした大検診

水俣病被害者の一連の闘いが続く間、被害を「小さく見せる」ことに腐心する政府は、水俣病被害者の実態を調査することはなかった。その結果、水俣病がいつの時点で、どの範囲で発生したのか、という基本的なことが未だ解明されていない。

これに対し、常に、水俣病被害者の側で被害実態の調査が行われてきた。今回も、特措法打ち切りを目前に控えた2012年6月24日、不知火患者会が中心となって水俣病一斉検診が実施されたが（住民健康調査実行委員会・藤野紘委員長）、そこでは、1396名中、88パーセントに水俣病特有の症状である四肢抹消の感覚障害（手足の先端のほうで触覚や痛覚などの感覚が鈍る症状）が見られたと指摘されている。

特筆すべきは、水俣病特措法では原則として救済の対象外とされている地域に居住する受診者においても88パーセントが、昭和44年12月1日以降に出生した受診者においても85パーセントが四肢抹消の感覚障害の所見ありとされている点である。要するに、特措法では原則として救済されない人も、救済対象者と同様の割合で水俣病の症状が見られるのであり、このことは、特措法による救済が不十分であることを物語っている。

水俣現地で長年取材をしてきた新聞記者も「汚

染の実態を調べてこなかったのは他らぬ国自身で、その歴史のつけをいま被害者が払っている」と述べている（「世界」2012年10月号「水俣病特措法 申請締め切りは何を意味するか」西貴晴 毎日新聞水俣通信部記者）。

3 異議申立てを認めない環境省の驚くべき見解

このような不十分な水俣病特措法による救済制度により、少なからぬ数の申請者が「非該当」の処分を受けているものと考えられる。しかし、水俣病特措法により水俣病問題の幕引きを図ろうとしている環境省は、平成24年7月25日付けで「水俣病患者救済の給付申請に係る判定結果に対する異議申立の取扱いについて」と題する回答を熊本県環境生活部長宛に発した。これは、水俣病特措法に基づいて給付申請をしたものの、救済対象に該当しないとの判定を受けた者が不服申立（異議申立）をしてもこれを認めない、というものである。

その根拠の第1は、「救済措置の方針」は関係者との協議による合意を成文化したものであり、同方針に基づく関係県の判定は法令の規定に基づくものではなく当事者の合意に基づく行為であって、行政庁の「処分」と解することはできないというものである。

しかし、同方針は被害者との協議による合意の成文化ではなく、政府が水俣病特措法5条・6条に基づき、その権限と責任において一方的に閣議決定した救済のルールに過ぎない。その策定に当たり要求されているのは、加害県熊本県を含む「関係県」の意見聴取（5条1項）と加害企業たる「関係事業者」の同意（5条3項）に過ぎず、被害者の意見を成文化する仕組みはまったく存在しないのである。



次に第2の根拠は、判定により一時金等対象者と認められたとしても、救済措置を受けるかどうかは救済を求める者の判断に委ねられているから、判定そのものによって、救済を求める者は直接法律上の地位に影響を受けるものではないというものである。

しかし、対象者と認められた者が救済措置を受けない場合がありうるとしても、そのことにより、判定の処分性がなくなるものではない。判定の結果、対象者と認められた者は、救済措置を受けるかどうかの判断権を有するが、非該当とされた者にはそのような選択権はなく、水俣病特措法に基づく救済措置を受けられないという法律上の地位が確定するのである。

このような環境省の見解について、熊本県は反応を示していないが、伊藤祐一郎鹿児島県知事は、環境省の見解が「間違いになる可能性がある。裁判になったら耐えられない」などとして、不服申立てを審査する方向で検討しているという（平成24年9月12日付け西日本新聞朝刊1面）。学者も「一時金の支給対象者とするかどうかは行政が一方的に決めており明らかに行政処分。鹿児島県が行政不服審査法に基づき不服審査申立ての審査を検討するのは当然だ」と述べている（上記新聞における原島良成熊本大学准教授の発言）。

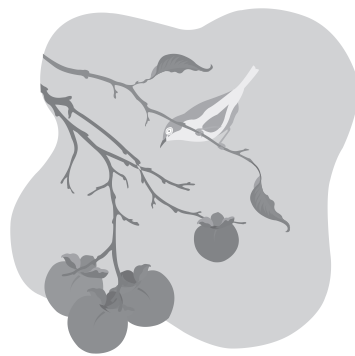
4 今後の闘い

今後は、不知火患者会では、未だ数多く取り残

されていると考えられる水俣病被害者が適正に救済されるために、水俣病特措法の救済措置に申請したものの非該当とされた被害者については異議申立てを行っていく方針である。また、水俣病特措法の救済申請打ち切り以降に名乗りを上げる水俣病被害者をどのように救済すべきかという重大な問題も目前に迫っている。

今後とも、被害者の団結を軸にし、全国民と連帯した闘いの継続が求められる。

(平成 24 年 9 月 13 日記)



カネミ油症救済制度について

弁護士 吉 野 高 幸

はじめに

8月29日参議院本会議で「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案」（以下、救済法と略す）が全会一致で可決された。

2007年の仮執行金の返還に関する特例法成立で「仮払金返還問題」が解決した後に残されていた最大の課題がようやく一定の解決を見たのである。

1 救済法に至った道筋

(1) 国への仮執行と返還問題

カネミ油症事件の裁判は複雑な経過をたどって1987年最高裁での鐘化（当時、現在カネカ）との和解と国への訴えの取下で終了した（詳しい経過は拙著「カネミ油症 終わらない食品被害」を参照されたい）。

その裁判の過程で1陣裁判の控訴審と3陣裁判の1審で国に勝訴し原告の損害額の3割総額約28億円を仮執行した。

ところが、原告が国への訴えを取り下げたので「仮払金返還問題」が発生し、その解決が裁判終了後の大きな課題となった。

(2) 新たな運動と日弁連への人権救済の申立、全被害者の運動に！

その後ダイオキシン問題が社会の関心を集めるようになる中でカネミ油症の原因物質もPDBが熱媒体として加熱使用されている間に

発生したダイオキシン類であることが判明し、改めて注目を浴びるようになった。こうして東京で新たな支援団体、油症支援センター（略称YSC）が設立され、2004年日弁連への人権救済申立へと進んでいった。

この人権救済申立に私達統一原告団、弁護団も合流することとなり、この運動は油症被害者全体の運動となった。

(3) 公開ヒアリングとその反響、「特例法」へ！

日弁連は2005年7月1日五島市で公開ヒアリングを行った。

このヒアリングには、マスコミだけでなく各政党の国会議員、地方議員、自治体関係者も傍聴参加し、終了後の集会にも参加した。

これを契機に翌2006年4月にはカネミ油症全被害者集会が北九州市で開催され、19年振りに全被害者団体が参加した。この集会には自民党から共産党まで主な政党が全て参加し、超党派議連の結成へとつながった。その翌日には日弁連が国と加害企業に勧告を行った。

こうして翌2007年には仮執行金返還について「特例法」が成立し免除の要件が大幅に緩和され「返還問題」は解決した。

(4) 救済法へ

特例法は返還問題の解決に大きな役割を果たしたが、被害者の救済について積極的な役割を果たすものではなかった。

そこで次の課題は治療費の確保、医療体制の整備、治療方法の研究開発さらに療養手当の支

給など救済制度の確立となった。

被害者と YSC などが救済法制定に向けて様々な運動を広げる中で超党派議連で「今年の通常国会では救済法制定を」との動きが強まり、様々な経過を経て救済法が成立した。

2 救済法と救済制度の内容について

(1) 法定した意義は大きい

成立した救済法は、4 月に策定された超党派議連案と比較すると不十分な部分もある。

しかし「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進」を目的とした救済法が制定されたこと及び国の責務とされたことは、それ自体大きな意義がある。

(2) 医療費について

医療費については、救済法でも「カネミ倉庫が医療費の自己負担分を支払う」という仕組みは変わっていない。

ただカネミ倉庫が医療費を円滑に支払うことができるように農水省が国の保有米をカネミ倉庫の倉庫に預けてカネミ倉庫の経営を支援する制度（1985 年 2 月カネミ油症事件の裁判で被害者側が国に連続して勝訴した際に当時の法務、厚生、農林の 3 大臣が協議して作った仕組み）を法律で明確に「国は、…原因事業者によるカネミ油症患者に対する医療費の支払いその他…被害の回復を支援するために必要な施策を講ずる…」(9 条) と定め、国が実質的に医療費の支払いなどを支援することが法定されたことは評価できる。

さらに附則 2 条ではカネミ倉庫が経営難になった場合、国が必要な措置を講ずることも盛り込まれており、被害者の「カネミ倉庫は中小企業なので何時何があるかわからない」との不安にある程度答えるものとなっている。

(3) 健康調査支援金について

救済法 10 条は「国は、…カネミ油症患者の健康状態を把握するために必要な施策を講ずる…」と定めている。

国はこの規定に基づき「健康実態調査を当面毎年実施し、健康調査支援金を一人当たり 19 万円支給する」こととした。

これは、療養手当に代わるものである。

毎年健康実態調査をすることはそれ自体意義のあることであり、その支援金名義で事実上の療養手当（やや少額であるが…）が支給される仕組みも評価できる。

(4) 「認定」患者の拡大について

カネミ油症が抱える大きな問題の一つは「認定基準」の問題である。

同じ家族で、同じ時期に同じカネミ油を食べていたのに「認定」される被害者とされない被害者がいるのである。

救済法では 11 条に（診断基準の見直し並びに調査及び研究の促進等）が明文化された。

結び

議員立法であるので、担当官庁（厚生労働省と農林水産省）の検討もこれからであり、私達も内容を詰めて、さらに良くするための検討と運動が必要だと思われます。したがって現段階での私見としてお読みいただければ幸いです。

東京都ぜん息医療費助成制度の存続と 今後の課題

東京大気汚染公害裁判弁護団
弁護士 橋 澤 加 世



1 東京都ぜん息医療費助成制度の 創設

東京大気汚染公害裁判は、平成 19 年 8 月 8 日に、11 年余りの戦いを経て、勝利のうちに和解解決しました。その和解で、東京都の医療費助成制度の創設を勝ち取ったことは、とりわけ大きな成果でした。

この医療費助成制度は、都内全域に居住する気管支ぜん息患者を対象に、年齢制限、収入制限等一切なしに、医療費の自己負担分全額を助成するというものです。財源は 5 年間で 200 億円と試算され、これを東京都のみならず、国、首都高速道路会社、自動車メーカー 7 社が負担するという画期的な内容でした。

2 5 年後の「見直し問題」

ところで、この東京都の医療費助成制度は、制度創設後 5 年時点での見直しがうたわれていました。これは、国の救済制度創設の動向をふまえることなどを想定したものであり、弁護団としては、これを念頭に置いたうえで、国による抜本的な救済制度の創設を求める運動を展開してきました。現在、弁護団は、環境省との継続的な勉強会を実施したり、国会にはたらきかける等して、国による救済制度の創設に向けた活動を進めています。

そんな中、東京都の医療費助成制度は、創設からまもなく 5 年の期限（平成 25 年 8 月）を迎え

ることになりました。5 年経過時点で、200 億円の財源のうち 70～80 億円が残る見込みでしたが、東京都からは、この財源を使い切ったときに、国やメーカーに新たな財源負担を求めていくことは容易ではなく、東京都だけでの負担も困難である旨が伝えられました。そして、選択肢として、① 一部自己負担にして制度を存続させるか、② 200 億円の財源が無くなった時点で制度を終了させることを、考えていることが告げられたのです。

3 制度存続に向けての運動

東京都の医療費助成制度を利用している認定患者は、今年 7 月末時点で 7 万 1185 人であり、その後も増え続けています。医療費の無料化により、患者は、お金の心配をすることなく継続的な治療を、積極的に受けることができ、それが、病状の改善につながっています。7 万人を越える利用者にとって、この医療費助成制度は命綱です。その社会的意義を考えれば、自己負担の導入や制度の打切りは許されません。

弁護団や患者会はこの間、制度存続を求めて様々な運動を展開しました。まず、この「見直し問題」を告げられた直後、「石原都知事宛ての患者による直筆の手紙運動」をスタートさせました。わずか 1 週間程度のに間に 61 通もの手紙が集まり、これを昨年 12 月におこなわれた東京都との制度問題連絡会で提出しました。その後もこの手紙運動は継続され、今年 8 月までで合計 623 通（東京

だけでも 340 通) を提出しました。

都庁前の座り込み・宣伝行動も、今年 1 月から 8 月までの間に 7 回にわたっておこないました。終盤には参加者は 200 名近くになり、その様子は、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、赤旗新聞、東京新聞で報道されました(東京新聞は特集)。その後朝日新聞社は、ぜんそく医療費救済制度の正しい理解のためのシンポジウムを開催しています。

また、東京都の各医師会に働きかけ、16 の医師会から制度維持への賛同署名を得たことや、都議会への働きかけで、自民、公明、を動かす結果となったことは、制度存続への大きな後押しとなりました。

その結果、東京都は、9 月 25 日の都議会代表質問の答弁において、来年 8 月が期限であった見直しの検討作業は、来年 8 月以降から始めること、見直しが決まるまで急激な影響は出ないように対処する旨を答弁しました。また、同月 27 日の弁護士団との交渉においては、見直し結果が出るまでの全額助成を継続すること、平成 25 年度予算は全額補償を前提に予算請求することが約束されました。これにより、平成 25 年 8 月からの一部負担導入等の動きは阻止され、全額補償維持という大きな成果を勝ち取りました。

運動が求められることになります。本来、東京都の医療費保障制度の「見直し」は、国の救済制度創設を受けて、発展的に解消する方向で議論されるべき問題です。その意味で、今後は国の救済制度の創設に向けて全力をかけて運動を展開する必要があります。

国は、自動車排ガスの健康影響について科学的知見が明らかになれば救済制度を復活する、と明言しつつ、これまで「SORA(そら)プロジェクト」なる、環境省が実施する大規模疫学調査の結果が出ていないことを理由に、明確な回答をして来ませんでした。

昨年 5 月にこの「SORA(そら)プロジェクト」の解析結果が発表され、調査設計の中心をなす学童コホート調査と、成人の非喫煙者を対象とする断面調査で、自動車排ガスとの明らかな関連が認められるに至りました。この結果をふまえて弁護士団としては、抜本的な救済制度の創設を求める運動を展開しています。「救済制度を求める請願署名」は今年 9 月末で 35 万筆を越え、また、国会要請行動により 53 名の紹介議員を獲得しています。引き続き、世論に訴え、国による制度の創設を目指して、全力で取り組んでいく所存です。

4 まとめと今後の課題

今回の「見直し問題」問題は、患者を中心とした運動で、大きな成果を得ることができました。この問題を通じて、これまで大気汚染裁判とは無関係であった患者層や医師会が運動に加わるといった新しい展開もあり、問題がより広く社会に認識されました。

もっとも、「見直し問題」は解決したわけではありません。平成 26 年以降はどうなるか未定であり、全額補償を維持させるためには、さらなる

【若手弁護士奮戦記】

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団で頑張っています

「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発事故被害弁護団

弁護士 藤原 泰朗



弁護団のご紹介

こんにちは。福島県の安田法律事務所の藤原泰朗と申します。

私は今、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団という弁護団に所属し、弁護団の事務局として福島原発事故の被害者の方々の救済活動に取り組んでいます。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団は、私の事務所のボス弁である安田純治弁護士が団長を務める弁護団で、福島県内はもとより、宮城、埼玉、千葉、神奈川、栃木、東京、沖縄から弁護士が弁護団員として参加しており、現在 50 人強の弁護団員で構成されています。

弁護団は、被害の完全な賠償と地域環境の全面的な回復を目的としています。また、東京電力のみならず、国をも責任の主体として明確にしていることも、私たち弁護団の特徴の一つです。これは、私たちが、今回の事故を「公害」として位置づけていることに基づきます。私たちは、今回の事故を単にお金だけの問題などとは考えていません。被害者の方々の要求もお金の問題にはとどまりません。「元の生活」を取り戻すこと、また、もう二度とこのような悲惨な事故を起こさせないことが被害者の方々の根源的な要求です。私たちは、こうした被害者の方々の想いと私たちの決意とを込めて、今回の弁護団を「生業を返せ、地域を返せ！」と称することに決めたのです。

集団訴訟のご紹介

弁護団は、現在、東電と国を被告として原状回復を求める集団訴訟を提起することを構想しています。具体的には、請求の趣旨第 1 項において放射線量を事故前の状態に戻すことを求め、請求の趣旨第 2 項においてそれが達成されるまでの慰謝料請求をすることを考えています。請求の趣旨第 1 項において掲げるのは「元に戻せ」との根源的な要求です。もちろん放射線量が事故前の状態になったからと言ってそれだけで原状回復が実現されるわけではありません。弁護団としては、この裁判を通じて国と東電の責任を明らかにし、裁判を一手段として運動を展開し、種々の施策につなげることで原状回復を実現しようと考えています。

すでに福島県内外で多くの被害者の会が結成されており、弁護団はこれらの被害者の会の賠償請求支援などに関わっています。弁護団としては、これらの被害者の会の方々などを原告団としてこの集団訴訟を提起することを考えています。また、全国各地で原発事故被害者救済のための弁護団が結成されています。私たち弁護団は、公害弁護の場を弁護団相互の協働のプラットフォームとして位置づけ、他の弁護団とも連携をとって集団訴訟をすすめてゆこうと考えています。

放射性物質が降ってきた

～一住民としての思い～

原発事故の以前と以後とは、福島県はまるで世界が変わったかのようです。原発事故から数日して、福島市や郡山市でも空間線量が上昇していることが報道されるようになりました。原発事故によって放出された放射性物質が、容赦なく頭の上から降ってきたのです。事故以前に一体誰が被ばくしながら生活することになることを予想できたでしょうか。なぜ私たちがこのような目に遭わなければいけないのでしょうか。

「生活の見通しが立たない」「地域社会がなくなってしまった」「福島の女性は結婚できるのか」「子供達の健康は本当に安全なのか」福島においても、避難先の各地においても、先行きの見えないう不安に苦しむ被害者の方々の悲痛な声が数多くあがっています。しかし、これだけの大事故を起こしたにもかかわらず、東電や国の責任は曖昧にされ、被害者の方々は中途半端な賠償のスキームを押しつけられ、手切れ金を渡して済ますかのように事故の終息が図られようとしています。

私個人としては、これだけの被害を生じさせた東電や国に対して、責任を追及する声をあげないわけにはいかないと思っています。そしてそれは、金銭の要求だけではなく、健康被害が生じる前に原状回復を求めることでなければならないと思っています。これは弁護士としての思いであると共に、福島県に住む一人の大人としての思いでもあります。健康被害への不安の声がある中で、金銭の賠償しか求めないならば、万一将来健康被害が生じた場合、そのときになってから騒いだとしても「弁護士は金の話しかしなかったじゃないか、おまえらも俺たちを見殺しにしたんだ」と思われることになると思います。私は、自分自身がまっとうに生きていると納得するためにも、「元に戻

せ」との当たり前の要求をしていきたいと思っています。

最後に、全国の先生方におかれましては、福島原発事故問題へのこれまでのご協力に感謝すると共に今後のさらなるご支援をお願いいたします。



INDEX

【巻頭言】	顧問	近藤 忠孝	1
脱原発と公害弁護の役割			
福島原発被害弁護団の活動	福島原発被害弁護団 事務局次長	中川 素充	3
「元の福島を返せ」	「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団		4
～「避難者」と「滞在者」を結ぶ集団訴訟の構想～	弁護士	南雲 芳夫	
裁判所が「石綿公害」を初認定	弁護士	八木 和也	7
尼崎アスベスト訴訟報告			
終結した高尾山天狗裁判	弁護士	松尾 文彦	8
アスベスト訴訟の全面勝利をめざす関西大集会	大阪アスベスト弁護団		10
	弁護士	伊藤 明子	
被害者のための「解決」を目指して	弁護士	板井 俊介	11
～水俣病特別措置法の救済申請打ち切り～			
カネミ油症救済制度について	弁護士	吉野 高幸	14
東京都ぜん息医療費助成制度の存続と今後の課題	東京大気汚染公害裁判弁護団		16
	弁護士	橋澤 加世	
【若手弁護士奮戦記】			
「生業を返せ、地域を返せ！」	「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団		18
福島原発事故被害弁護団で頑張っています	弁護士	藤原 泰朗	